

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 <u>農林水産省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税（利子割） 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	山林所得に係る森林計画特別控除の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象 森林経営計画は、森林所有者等が自発的に作成する5年間の伐採や造林等の具体的な計画であり、市町村長等の認定を受けることができる制度である。</p> <p>・ 特例措置の内容 認定を受けた森林経営計画に基づいて立木を伐採又は譲渡をした場合は、所得の金額の計算上、①収入金額（伐採等に要した経費を除く）の一定額、②収入金額の50%相当額から必要経費を控除した残額のいずれか低い金額を控除することができる（具体的な控除額は、農林水産省令で定める森林経営計画の認定に係る施業実施基準を踏まえて検討）。</p> <p>また、森林法改正法の附則により、改正法の施行後も効力を有することとなる森林施業計画の対象森林について、従来措置されている20%控除の3年間延長。</p>	
関係条文	〔 措法第30条の2、地方税法第32条第1項、第313条第1項 〕	
減収見込額	（初年度） －（ － ） （平年度） －（ － ） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 計画的かつ合理的な森林経営を促すための森林経営計画が森林法改正法により措置され、その作成を促進し、持続的な森林経営を推進する必要がある。 森林経営計画の認定に当たっては、森林生産の保続や公益的機能の発揮を図るために必要な施業の実施の基準に従っていることが求められることから、森林経営計画に基づき森林施業を行う場合、伐採量及び伐採時期が制約され、森林所有者は不利益を被ることとなる。このため、森林経営計画の策定にインセンティブを与え、計画的かつ合理的な森林整備及び保全を推進する。 また、森林法改正法の附則により、改正法の施行後も効力を有することとなる森林施業計画についても、計画に従った伐採について同様の制約があり、不利益を被ることから、その軽減が引き続き必要である。</p> <p>（2）施策の必要性 充実しつつある森林資源の適切な維持管理を図りながら効率的な木材生産を進めることにより、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図るため、森林経営計画に従った計画的な伐採、伐採後の適確な更新を推進する本特例が必要である。 また、森林法改正法の附則により、改正法の施行後も効力を有することとなる森林施業計画に従った伐採等についても、同様の制約を受ける中、計画的な伐採や伐採後の更新を図るためにも同様の措置が必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	－	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 森林の多面的機能の発揮</p>
	政策の達成目標	森林経営計画等認定面積の向上
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日（3 年間）
	同上の期間中の達成目標	森林の適切な維持管理
	政策目標の達成状況	森林施業計画等認定面積 H21 年度 712 万 ha 認定率 41%
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 24 年度 1,702 件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	充実しつつある森林資源を背景に今後伐採の増加が見込まれる中、本特例により、計画的な森林施業による適正かつ合理的な森林整備及び保全が期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	森林資源の充実に伴い、今後伐採の増加が見込まれているところであり、特に主伐に対する特例としては本措置が唯一であることから、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを本特例で与えることにより、適正かつ合理的な森林整備及び保全が図られる。

税負担軽減措置等の 適用実績	(単位：件、百万円)				
	年	H19	H20	H21	H22 見込
	対象者数	1,676	1,472	1,484	1,544
	適用件数	1,676	1,472	1,484	1,544
	減税見込額	112	115	59	82
税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）	森林資源の充実に伴い、今後伐採の増加が見込まれているところであり、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与えることにより、適正かつ合理的な森林整備及び保全が図られる。				
前回要望時の 達成目標	森林の有する多面的機能を持続的に発揮するための多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備を図る。				
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	—				
これまでの要望経緯	昭和42年に制度を創設し、以来2年ごとに延長。控除額の計算方法の見直しや適用対象の見直しなど。				
ページ	2 — 3				